

けんぽQ & A

Series65

Q 現在、私は病気で休職中・無給ですが、保険料を支払う必要はありますか？

A 健康保険では、病気休職の場合でも会社との使用関係が続いている限り、被保険者となり報酬の支払有無に関係なく、その期間の保険料は納めなくてはなりません。

無給の場合、給与から保険料を控除することができないので、会社から被保険者に対して、保険料に相当する額の支払いを求めるか、会社が一時的に立替払いをすることになります。

ただし、被保険者が産前産後期間および育児休業の期間につきましては、保険料の徴収はされません。

雇用保険との違いについて・・・

雇用保険につきましては、毎月実際に支払われる賃金をもとにして保険料を算定していますので、賃金の支払が無ければ保険料を納付できません。

健康保険においては、健康保険の被保険者である限りいつでも病気やケガの治療を受けられることから保険料の納入義務が発生します。

給与明細書

基本料金 〇〇〇,〇〇〇円

時間外 〇,〇〇〇円

健康保険料 〇〇,〇〇〇円